



担当	埼玉労働局労働基準部賃金室 室長 大芦 誠 室長補佐 浅賀 次夫 電話 048-600-6205
----	---

## 平成 25 年度埼玉県最低賃金の改正答申について

- 埼玉地方最低賃金審議会の答申 -

埼玉地方最低賃金審議会（会長 小笠原 浩一。東北福祉大学大学院教授）は、本年 7 月 4 日埼玉労働局長から「埼玉県最低賃金の改正決定について」の諮問を受け、埼玉県最低賃金専門部会を設置して、本年 8 月 7 日付け中央最低賃金審議会の目安の考え方にに基づき、慎重に調査審議を重ねてきたが、本日 8 月 22 日、埼玉労働局長（代田 雅彦）に対し全会一致で埼玉県最低賃金額を「時間額 785 円」とする旨の答申を行った。

この時間額 785 円は、現行の埼玉県最低賃金（771 円）を「14 円」引き上げるものである。

この結果、埼玉県最低賃金と埼玉県内の生活保護水準との間に存在する現状の乖離額 6 円は全額解消されることになる。

埼玉労働局長は、この答申を受け、異議申出などの諸手続を経て、埼玉県最低賃金額を決定することになる。

### 【参考：埼玉県最低賃金額及び対前年度上昇率・上昇額】

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度 (答申)
時間額	735 円	750 円	759 円	771 円	785 円
対前年度上昇率	1.80%	2.04%	1.20%	1.58%	1.82%
対前年度上昇額	13 円	15 円	9 円	12 円	14 円